7　管区行政評価局及び行政評価支局に置かれる行政評価事務所のうち三二を廃止することとした。（別表関係）

8　この政令は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。

◇**再就職等監視委員会令の一部を改正する政令**（政令第二三一号）（内閣府本府）

1　常勤とすべき再就職等監察官の定数を二人に改めることとした。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令**（政令第二三二号）（文部科学省）

一　学校教育法施行令の一部改正関係

1　専門職大学の課程（前期課程及び後期課程に区分されたものに限る。）の設置及び変更について、学校教育法第四条第一項に定める文部科学大臣の認可を受けなければならない事項とすることとした。（第一条関係）

2　専門職大学の課程の変更（前期課程及び後期課程に区分されたものに限り、前期課程及び後期課程の修業年限の区分の変更（当該区分の廃止を除く。）を伴うものを除く。）であって、当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないものについて、学校教育法第四条第二項第三号に定める文部科学大臣に届け出なければならない事項とすることとした。（第一条関係）

二　その他

1　その他関係政令について所要の改正を行うこととした。（第二条～第二一条まで並びに附則第二項及び第三項関係）

2　この政令は、平成三一年四月一日から施行することとした。

◇**絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第二三三号）（環境省）

1　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第四条第三項の政令で定める国内希少野生動植物種として、ヘラシギ等を追加等することとした。（別表第一関係）

2　この政令は、平成二九年九月二一日から施行することとした。

◇**高重合度ポリエチレンテレフタレートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令**（政令第二三四号）（財務省）

1　中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とする高重合度ポリエチレンテレフタレートについて、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することができ、かつ、本邦の産業を保護するため必要があると認められることから、関税定率法（以下「法」という。）第八条第九項に基づき、次により、暫定的な不当廉売関税を課するため必要な事項を定めることとした。

㈠　暫定的な不当廉売関税を課する貨物、当該貨物の原産地及び課税期間を定めることとした。（第一条関係）

㈡　暫定的な不当廉売関税の税率を定めることとした。（第二条関係）

㈢　高重合度ポリエチレンテレフタレートを輸入しようとする者等の提出書類を定めることとした。（第三条関係）

㈣　暫定的な不当廉売関税と法の別表の税率による関税の申告等における取扱いを定めることとした。（第四条関係）

2　この政令は、公布の日の翌日から施行することとした。

# 政　令

行政機関職員定員令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年九月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

**政令第二百二十九号**

行政機関職員定員令の一部を改正する政令

内閣は、行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）第二条の規定に基づき、この政令を制定する。

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表内閣の機関の項中「一、二〇二人」を「一、二〇四人」に改め、同表内閣府の項中「一四、〇三〇人」を「一四、〇三三人」に改め、同表合計の項中「二九六、三九六人」を「二九六、四〇一人」に改める。

**附　則**

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（行政機関職員定員令の一部を改正する政令の一部改正）

2　行政機関職員定員令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第六十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項の表内閣府の項中「一四、〇五四人」を「一四、〇五七人」に改める。

内閣総理大臣　安倍　晋三

総務省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年九月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

**政令第二百三十号**

総務省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項並びに第二十一条第四項並びに総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第二十五条第四項及び第二十七条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十四条」を「第四十四条の二」に、「情報通信国際戦略局」を「国際戦略局」に、「第七十五条」を「第七十四条」に、「第七十六条」を「第七十五条」に改める。

第二条第一項中「情報通信国際戦略局」を「国際戦略局」に改める。